

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、埼玉県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うことになったので、同条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和三年一月二十九日

埼玉県住宅供給公社理事長 石川 幸彦

一 管理を行う者の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う県営住宅等

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）別表に掲げる県営住宅等

三 管理の内容

- イ 法第三章の規定による県営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）を行うこと。
- ロ 前記イに付随する業務を行うこと。

四 管理を行う期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで